

■払出の対象はおおむね次に記載のものです。

（１）広報・啓発に関すること

- ・取組み活動の周知及び啓発などに必要な費用（周知・啓発用チラシ・ポスター・冊子作成費など）
- ・啓発のための講演会などの費用（講師への謝礼金や資料代、郵送費など）

（２）運営に関すること

- ・施設の使用料（家賃は不可）
- ・事業の運営に必要なパソコンやプリンターなどの購入費（参加者の管理、チラシの作成、事業管理に資することを目的とすること）

（３）居場所づくりに必要な備品などの購入費

- ・机、椅子、ホワイトボード、パーテーションなどの備品（筆記具、ノートなどの消耗品は不可）
- ・学習教材（教科書、参考書、問題集など）
- ・レクリエーションなどに使う備品

※コロナの状況も踏まえ、感染防止に係る備品、つながりづくりに係る備品等も可能とする

（４）食の支援に関する備品などの購入費

※食の支援を行う計画が明確であることが前提であり、実施しない場合は不可。

- ・食器及び調理道具（皿、コップ、フライパンなど）
- ・調理器具（ホットプレート、ガスコンロ、電磁調理器、オーブンレンジなど）
- ・冷蔵庫、食器洗い乾燥機
- ・食器棚、食材などの保管棚（庫）

（５）居場所づくりに必要な環境整備

※事業実施場所の資産価値を高めるような改修は不可。

- ・カーペット（電気カーペット含む）、こたつ、エアコン
- ・看板、蛍光灯や照明、雰囲気づくりのための装飾品など（クリスマスなど一定時期のみ使用するものは不可）

※コロナの状況も踏まえ、オンラインの環境整備等も可能とする

■対象とならない助成及び注意点は次のとおりです。

（注１）上記の（１）～（５）の内容であっても、必ずしも助成の対象とはなりません。本会から内容確認の連絡をさせていただくことがあります。

（注２）通常の電話代や家賃、人件費などの運営経費や自らの責任において負担すべき経費（飲食代など）は対象としません。

（注３）月額料のようなランニングコストが発生する物品（コピー機やパソコンのリース料など）そのものについては対象としません。

（注４）運営ボランティア養成に係る経費については対象としません。